

## 警視庁広報規程

昭和 29 年 12 月 16 日

訓 令 甲 第 2 2 号

存 続 期 間
---------

〔沿革〕 昭和 32 年 4 月 訓甲第 7 号（い）、7 月同第 35 号（ろ）

35 年 8 月 同第 24 号（は）

38 年 3 月 同第 4 号（に）、8 月同第 19 号（ほ）

43 年 3 月 同第 7 号（へ）

47 年 4 月 同第 7 号（と）

51 年 3 月 同第 3 号（ち）

55 年 3 月 同第 7 号（り）

平成 16 年 4 月 同第 11 号（ぬ）改正

（目的）

第 1 条 この規程は、警視庁における広報活動を、能率的に運営するために、必要な事項について定めることを目的とする。

（広報活動）

第 2 条 この規程において広報活動とは、警視庁に対する総体的な都民の印象、世論、態度などをよりよくするため、民主主義の理念に基き、警視庁の正しい実体をあらゆる表現方法により、都民に伝える活動をいう。

（職員の心がまえ）

第 3 条 警視庁警察職員（以下「職員」という。）は、つねに公衆に注目され、批判の的になつてゐることを自覚し、公衆に好感を与えるような行為を習慣づけるように、みずから訓練しなければならない。

（警視庁における広報業務）

第 4 条 総務部長は、広報課長を指揮監督して次に掲げる広報業務を行うものとする。

（に、り、ぬ）

- (1) 警察関係法令、条例及び規則などの周知徹底に関すること。
- (2) 警視庁の運営方針の普及徹底及び活動状況の報道に関すること。
- (3) 報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡に関すること。
- (4) 警視庁及び職員に対する意見、要望（行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立てを除く。）などの処理に関すること。
- (5) 見学者の案内に関すること。
- (6) 職員に対する広報指導に関すること。

- (7) 広報手段としての各種媒体（広報活動を行なう場合伝達の媒介をするものをいう。）への便宜供与に関する事。
- (8) 広報活動に必要な企画調査及び研究に関する事。
- (9) 広報資料の収集、管理及び提供に関する事。
- (10) 広報業務の連絡調整に関する事。
- (11) その他広報活動に関する事。

（警察署における広報業務）

第 5 条 警察署における広報業務は副署長又は次長がこれを担任する。（と）

（企画調整のための会議）

第 6 条 総務部長は、広報活動の企画及び調整を図るため必要あるときは、各部長の出席を求めて、会議を開くことができる。

（広報連絡会議）

第 7 条 総務部長は、広報活動の具体的実施につき、定期又は随時、所属長（警察学校にあつては庶務部長）の指名する課長代理（準ずる者を含む。）及び警察署の副署長又は次長の出席を求め、広報連絡会議を開くことができる。（い、は、ほ、へ、と）

（警察署における連絡調整）

第 8 条 警察署長が、自主的に広報活動を行なうときは、各課間の調整を図るよう留意しなければならない。（ろ）

（報告及び資料の提供）

第 9 条 所属長（警察学校にあつては庶務部長）は、次に掲げる事項について、遅滞なく総務部長に報告し、写真その他必要な資料を提出しなければならない。（い、は、へ、ち）

- (1) 広報活動に関係ある重要特異な事件、事故の発生及び処理状況
- (2) 広報上関係ある所属職員の行為
- (3) その他広報上参考となる事項

附 則

この訓令は、昭和 29 年 12 月 16 日から施行する。

以下改正付則抄録